

# 中国における「宇治茶」関連の商標登録問題への対応強化等について

【担当省庁】農林水産省、経済産業省

中国の商標登録 30 類（茶類）において、「宇治〇〇」などで登録や出願されている事案が多く発生し、中国企業が商標を独占し、逆に京都府内業者が商品に「宇治」を使えなくなるなど、宇治茶ブランドが大きく傷つく放置できない由々しき事態となっている。

については、宇治茶ブランドの保護を図るため、以下の措置を講じていただきたい。

○中国企業による冒認出願や商標登録を排除するため、「宇治」が一般に知られた外国地名として認められ、中国商標法第 10 条における国や都道府県名と同様の扱いがされるよう、中国国家知識産権局へ強く働きかけ

○世界各国での他国第三者による日本の地名等を使った商標出願の監視や既登録商標に対する取消等について、一元的な体制構築及び積極的な対応

また、中国で抹茶の需要が伸びているが、東日本大震災以降、事実上輸出できない状況であり、早急に中国への日本産茶葉の輸出が再開されるよう、中国当局への働きかけを強化いただきたい。

## 【現状・課題等】

### ■中国商標法第 10 条

次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

(2)外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの。ただし、当該国政府が使用に同意する場合はこの限りでない。

第 2 款 県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は、商標とすることができない（※）。ただし、その地名が別の意味を有する場合、又は団体標章、証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標として既に登録された商標は引き続き有効である。

※都道府県、県庁所在地は、全て周知地名、「宇治」は対象外

<p>京 都 府 の担当課</p>	<p>農林水産部 農産課 (075-414-4944)</p>
-----------------------	---------------------------------

■中国国内における「宇治茶」関連の商標登録状況

令和元年9月現在、30類（茶類）において「宇治〇〇」等で登録及び出願されている商標が163件（全区分では約3,000件）

内訳：登録94件（うち日本企業12件）、出願中69件（うち日本企業10件）

(1) 商標「宇治」

- ・2004年10月、中国の個人が「宇治」を商標登録
- ・2010年12月、中国知財局が、中国の個人から(株)福寿園への商標譲渡を許可
- ・2014年12月、中国知財局が、(株)福寿園の「宇治」商標の更新を承認
- ・2017年11月、中国企業が、「宇治」商標の3年不使用取消請求を提出
- ・2019年7月、中国知財局が、日本からの輸出が事実上不可であるにもかかわらず、(株)福寿園が3年間「宇治」を使用していないとして、商標登録を取り消し  
→ (株)福寿園が商標取消に対して異議申し立て

(2) 商標「京都宇治」

2017年11月、中国企業が、「京都宇治」を商標登録

→ 京都府茶協同組合が、中国知財局に中国企業の「京都宇治」の無効審判請求

(3) 商標「宇治抹茶」、「宇治茶」

2018年2月、(株)福寿園（依頼人：京都府茶協同組合）が「宇治抹茶」、「宇治茶」、の商標登録を出願するが拒絶される。

→ 再審査請求を行ったが、「宇治抹茶」の請求は破棄されたため不服申し立て  
「宇治茶」については審査中

■中国国家知識産権局（旧知財局）における地名検討状況

2018年、日本の「都道府県名」及び「県庁所在地」は全て「周知地名」となり、商標登録不可となった。「宇治」も議論に挙がったが、「周知地名」にはならず。

■中国における日本茶の輸入規制

- ・東日本大震災以降、東北及び関東等(10都県)の茶は輸入停止中
- ・10都県以外の茶については、日中両政府間で放射性物質検査証明書の検査項目について合意できておらず、同証明書が発行されないため、事実上輸出できない状況